

薬局・薬剤師の機能強化検討会におけるこれまでの議論の整理

議題

○夜間・休日等における薬剤提供のあり方について

- 外来患者への夜間・休日対応
- 在宅医療における薬剤提供

○離島・へき地等における薬剤提供のあり方

○地域における薬局のあり方について

- ・地域における薬局の機能・役割
- ・地域連携薬局の機能・役割
- ・健康サポート薬局の機能・役割

○夜間・休日等における薬剤提供のあり方について

- 夜間・休日等の開局時間外においても、薬物療法に関する相談を患者から受けることや、場合によっては調剤や在宅対応を求められることが想定される。
- このため、地域包括ケアの一環として、薬局について夜間・休日を含め、電話相談や調剤等の必要な対応を行う体制を確保することが求められる。
- 現在、夜間・休日等の調剤対応については、かかりつけ薬剤師・薬局として対応がなされているほか、地域連携薬局や調剤報酬における地域支援体制加算の届出薬局など、開局時間外の調剤対応（輪番制による対応を含む。）が要件となっている薬局等において対応がなされていると考えられる。
- 一方で、在宅患者への薬物治療の提供の実態について、24 時間対応を行うこと等を要件とする地域連携薬局の認定等を取得している薬局の一部において、現実には夜間・休日の調剤が行われていないことがあるとの指摘がある。
- このため、本検討会において、地域における夜間・休日等における薬剤提供のあり方について検討を実施した。
- なお、外来患者と在宅患者において状況等が大きく異なることから、本検討会では外来患者への夜間・休日対応、在宅患者への夜間・休日対応に分けて検討を実施した。

○外来患者への夜間・休日対応

- 初期救急医療の観点からは、当番医との連携が必要であり、地域ごとに必要な体制が整備されていると認識しており、引き続き行政が主体的に取り組むことが求められる。
- 地域薬剤師会を中心に夜間・休日対応体制の構築等が進められているが、地域の医療資源を有効に活用する観点から、体制構築に当たっては、地域薬剤師会非会員の薬局も含めた対応が必要であり、行政機関がしっかり関与して、地域住民への広報・周知を行う必要がある。
- 一方、実際に夜間・休日対応を実施している薬局は数多く存在しており、令和6年度診療報酬改定において、地域支援体制加算の施設基

準として、夜間・休日の調剤・相談応需体制の構築に加え、新たに、その体制について地域の行政機関又は薬剤師会等を通じて周知することが求められることとなった。

- また、薬局機能情報提供制度でも夜間休日の対応薬局が検索できるようになっており、こうした制度の周知を図るべきである。
- その他、本検討会においては、
 - ・ 患者・住民に、薬局は探す対象という意識を持っていただくことが必要である
 - ・ 薬局の機能を可視化し、国民が主体的に薬局を選択できるような環境整備に力をいれていただきたい
 - ・ 患者がより適切な情報に接することができる効果的な情報発信の方法の検討が必要

との意見があり、厚生労働省においてはこれらの点についても今後、検討していくべきである。

○在宅医療における薬剤提供について

- 多くの在宅患者については、円滑に薬剤提供の対応ができており、関係者の連携の下、事前の対策として、予め処方・調剤済の医薬品を患者宅等に配置している事例もある。
- 一方で、少数ではあるが、患者の状態の変化により緊急に薬剤提供が必要となった場合に円滑に薬剤を提供できなかった事例が存在。入手できなかった主な医薬品の種類は、解熱鎮痛剤、輸液（体液維持剤）、医療用麻薬等。（薬局と連携せずに対応している事例も一定程度存在。）
- 在宅患者については、薬局が普段から訪問対応を実施している場合とそうでない場合があり、後者の場合は、薬局では外来患者と同様の対応となり、緊急時に連絡があった場合に、必要な医薬品を在庫していない、薬剤を配送する手段がない場合がある。
- 関係者の連携は必ずしも十分ではない。
- 在宅医療における薬剤提供については、一次医療圏（≡市区町村）単位の薬局等の状況等の実態も踏まえた検討が必要。

【課題解決のための対応策等】

- 薬局と医療機関、訪問看護ステーションの連携が必要。薬局が訪問対応していない患者についても、事前の連携体制構築が必要。
- 薬局において緊急時の対応が困難となることが想定される場合には、事前に医療機関、訪問看護ステーションと連携し、患者ごとに緊急時の対応体制を構築しておくことが必要。
- 連携推進のために、地域における在宅対応が可能な薬局の情報について、医療関係者等への周知が必要。

【今後の検討について】

- 薬局と訪問看護ステーション、医療機関等との連携推進のための方策について、地域の状況に応じた対応策を検討。
- 緊急時に必要な医薬品の種類やそれにかかる対応策について検討。
- 離島・へき地等の薬局がない地域における対応策について検討。

○離島・へき地等における薬剤提供のあり方

(P)

○地域における薬局のあり方

○地域における薬局の機能・役割

- 地域において薬局は、当該薬局の薬剤師の専門性の発揮等により、
 - ・ 医療関係者等との連携による地域の住民の薬物治療（外来・在宅医療）の提供
 - ・ セルフケア・セルフメディケーションの推進など、地域住民の健康維持・増進の取組等の支援
 - ・ 医薬品の適正使用の推進など公衆衛生の向上・増進
 - ・ 薬剤師の資質向上等の役割を果たすことが求められている。
- これらの役割を果たすため、薬局には、OTC 医薬品の販売や健康相談など、未病の方を含む住民に向けた対応に係る機能や調剤・服薬指導やフォローアップ等の外来患者への対応に係る機能、訪問薬剤管理指導等の在宅患者への対応に係る機能を持つことが求められる。
- 一方で、医療資源が限られている中、これらのすべての機能を個々の薬局が持つことは非効率であり、また、現実的にも困難であると考えられることから、薬局間の連携等により地域・拠点で必要な機能を確保していくことも必要である。
- 本検討会では、まず、個々の薬局に必要な機能と地域・拠点で確保すべき機能について、議論を行った。
- 個々の薬局に求められる機能については、どの薬局を利用した場合でも利用者に提供できるサービスに係るものであり、具体的には、地域住民への OTC 医薬品等に関する相談対応・販売等、外来患者への調剤・服薬指導等、在宅対応に向けた連絡調整、入院・外来・在宅の移行において円滑に薬剤提供ができるよう医療機関・薬局等と連携することが求められる。
- 地域・拠点で確保すべき機能については、夜間・休日対応、在宅対応、無菌製剤処理に係る機能等であり、これらの機能については、拠点となる薬局による対応であったり、薬局間連携による対応など、機能ごとに地域の状況に応じた体制を構築する必要がある。
- なお、検討会においては、構成員から、個々の薬局に必要な機能に

ついて、最低限必要な機能に絞ったほうがよいという意見があった一方、個々の薬局で大きな役割を果たすことができないこともあるかもしれないが、地域の実態に応じ要求する役割を検討して必要な体制を構築すべきものであり、まずは広く捉えるべきという意見もあった。

○地域連携薬局の機能・役割

- 地域連携薬局は、入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応する薬局であり、地域の中で、医療機関、薬局と連携し、夜間・休日対応や在宅対応を実施することが求められている。
- 在宅対応や夜間・休日等の対応については、地域・拠点で確保する必要がある機能であり、地域において、輪番制や薬局間連携により対応する体制を構築するため、地域の中でこれらの機能を担う薬局が必要となることから、地域連携薬局を地域においてこれらの機能を担う薬局として位置付けるべきである。
- 具体的には、地域連携薬局は、個々の薬局に必要な機能に加え、以下の機能を有するべきである。
 - ・ 必要に応じ外来患者への夜間・休日対応を実施すること(地域の実状に応じ、輪番制に参加する等)
 - ・ 在宅対応の実施に加え、地域の薬局が対応できない場合に、それらの薬局と連携して対応すること
 - ・ 医療用の麻薬調剤の対応
 - ・ ターミナルケアの患者の対応や無菌製剤処理について実施可能である地域連携薬局も必要
 - ・ 上記機能については、薬局間だけではなく地域の医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等と連携することが前提である。
- なお、地域連携薬局に求められる機能については、地域全体で体制を構築する必要があるものであり、地域連携薬局にすべてを任せるのではなく、体制の構築に当たっては地域連携薬局以外の薬局も積極的に協力する必要がある。
- 特に、地域連携薬局だけで地域のニーズに対応することは困難である場合もある想定されることから、地域連携薬局以外の薬局も含め

て地域全体で必要な体制を構築していくことが重要。

○健康サポート薬局の機能・役割

- 健康サポート薬局は、個々の薬局に必要な機能(かかりつけ薬局としての機能を含む。)※を前提に、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する機能を有する薬局であり、特に、地域包括ケアシステムの中で、多職種と連携して、地域住民の相談役の一つとしての役割を果たすことが求められる。

※ 「地域における薬局の機能・役割について」で示している「個々の薬局に求められる機能」

- このため、健康サポート薬局については、処方箋のない方も含め、地域住民の健康の保持増進等に関する相談を幅広く受け入れ、自治体等と連携しながら必要な機関に繋がられる機能が必要である。
- 個々の薬局においては、健康サポート機能として、OTC 医薬品に関する相談受付・販売等の対応や必要に応じて受診勧奨等を実施することが必要であるのに対し、健康サポート薬局においては、それに加えて、「関係機関や多職種との連携による健康・介護相談対応」、「介護用品、特別用途食品の販売」、「地域住民向けの健康サポートの取組の実施」、「セルフケア・セルフメディケーションの啓発・推進」が求められる。
- これらの機能について、
 - ・ 「健康・介護相談対応等」について、行政や地域包括支援センター、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等の関係機関、地域の医師会、薬剤師会等の関係団体と連携した対応が必要
 - ・ 「地域住民向けの健康サポートの取組の実施」については、可能な限り行政や地域の薬局、関係機関と連携することが必要である。
- また、健康サポート薬局について、通常の薬局との差異が明確ではないとの意見があったことを踏まえると、健康サポート薬局について、これまで以上に市区町村等による健康増進・介護予防関連事業等への参画を推進していくことや、地域における健康相談対応等を幅広く実施し、行政と連携しながら必要な機関に繋がられることを明確化し周知等を図ることが必要である。